

階層 区分	月額保育料							
	定義	1号認定	2号認定	3号認定				
			3～5歳児	※参考 国基準額	0～2歳児			
					標準時間	短時間		
第1	生活保護	無償	無償	0	0	0	(無償化)	
第2	町民税均等割 非課税世帯			0	0	0		
第3	町民税所得割 非課税世帯			19,500	10,000	9,800		第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降
					5,000	4,900		
					4,500	4,400		
					0	0		
第4	所得割課税世帯 (48,600円未満)			19,500	13,000	12,800		第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降
					6,500	6,400		
					6,000	5,900		
					0	0		
第5	所得割課税世帯 (77,101円未満)			30,000	19,000	18,600		第2子 ひとり親世帯他 ひとり親世帯で第2子以降
					9,500	9,300		
					9,000	9,000		
		0	0					
第6	所得割課税世帯 (97,000円未満)		23,000	22,600				
第7	所得割課税世帯 (133,000円未満)	44,500	28,000	27,400				
第8	所得割課税世帯 (169,000円未満)		32,000	31,400				
第9	所得割課税世帯 (211,201円未満)	61,000	36,000	35,200				
第10	所得割課税世帯 (235,000円未満)		39,000	38,400				
第11	所得割課税世帯 (301,000円未満)		45,000	44,200				
第12	所得割課税世帯 (397,000円未満)	80,000	50,000	49,200				
第13	所得割課税世帯 (397,000円以上)	104,000	60,000	59,000				

- 1 認定こども園や保育園等を兄弟姉妹が同時に利用する場合、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
(3号認定の第2階層までについては、第2子以降は無料となります。)
なお、第2子の判定方法について、第2階層から第5階層中の所得税が57,700円未満の世帯に関しては、兄弟の年齢に関わらず上からカウントします。
- 2 母子世帯、父子世帯又は在宅の障害者(児)のいる世帯の利用者負担額は、ひとり親世帯他の段をご参照ください。
この場合、第5階層までは、第2子以降の利用者負担額が無料となります。
- 3 満3歳に達する年度の利用者負担額は、3号認定の額が適用されます。
- 4 この利用者負担額のほか、各園によっては給食費や延長保育料などの実費徴収がある場合があります。